基本計画 第４章 1

農林業の振興

現状と課題

本市には農林業の振興を図るうえで必要な豊かな自然や農地がありますが、就農者の高齢化、後継者・担い手不足などにより、耕作放棄地が増える一方で、経営耕作面積、農家戸数、農業就業人口はいずれも大きく減少しています。

こうした中、地域農業を維持・発展するためには、農地の集落営農(※1)組織等への集積による規模拡大や生産活動の効率化、認定農業者(※2)や青年等新規就農者、農事組合法人などの多様な担い手の育成・確保、農業農村の多面的機能の維持などに対して支援を行うとともに、有害鳥獣の捕獲駆除への対応により、農作物の被害防止を図る必要があります。

林業においては、長期にわたる林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷などにより依然として厳しい状況にあり、このため、森林の適切な整備が行われない箇所もみられるなど、森林の有する多面的機能への影響も懸念されることから、森林の整備と保全を図ることが課題となっています。

施策の方針

多様な担い手の育成・確保、農地集積の推進、農地や森林の多面的機能維持と活用への支援を促進し、農林業の活性化を図ります。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成 27）年		目標値 2026（令和 8）年
担い手農家への農地集積率(※3)	26.6%	⋙	45.0%
集落営農組織及び農事組合法人数	15 組織	⋙	20 組織
日本型直接支払制度取組組織数(※4)	74 組織	⋙	85 組織
森林経営計画作成件数(※5)	9 件	⋙	20 件

(※1)集落営農：集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。転作田の団地化、共同購入した機械の共同利用、担い手が中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。

(※2)認定農業者：効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者で、自ら作成する農業経営改善計画(5 年後の目標)を市町村に提出し、認定された者をいう。認定されると経営改善の支援を受けることができる。

(※3)担い手農家への農地集積率：農地面積に占める担い手農家(認定農業者・青年等新規就農者・営農組織・農事組合等の法人)が経営する農地割合。

(※4)日本型直接支払制度取組組織数：農業の持つ多面的機能(防災、環境保全、景観形成など)の維持・発揮のため行われる農業施設の清掃・修繕や営農活動に対する支援制度に取り組む組織数。

(※5)森林経営計画作成件数：森林所有者等が作成する一体的なまとまりのある森林を対象とする「森林の施業及び保護に関する計画」の作成件数。

(※6)6 次産業化：1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

(※7)遊休農地：農地法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当するもので、「現に耕作の目的で利用されておらず、かつ、引き続き耕作の目的で利用されないと見込まれる農地（第 1 号）」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農地（第 2 号）」。

施策を実現するための基本事業

施策　4-1　農林業の振興

施策を実現するための基本事業

1 多様な担い手の育成・支援

関係機関等と連携し、営農相談や指導活動、新規就農支援を行うとともに、地域での集落営農組織や農事組合法人の設立や運営を支援することで、持続可能な経営安定体制の確立を図ります。

2 農地や森林の多面的機能の維持

農地、森林の多面的機能の維持を図るため、それを担う地域活動を支援する制度の活用と農業生産活動の持続、環境保全に効果の高い営農への支援を推進します。

学童農業体験実習の様子

3 担い手農家への農地集積

農地情報のシステム整備を推進するとともに、農業の生産性を高め競争力を強化するために、農地中間管理事業などの制度を活用しながら、担い手への農地集積と集約化を推進します。

4 農業者の所得向上と ICT 農業の推進

農業者の所得向上を図るため、需要に応じた生産誘導、戦略作物の生産振興、６次産業化(※6)の推進などをＪＡ等の関係団体と連携して取り組みます。また、生産性の向上・効率化や生産力の向上を目指して、産学官連携のもとで、ＩＣＴ技術を活用する農業機械自動化や生産管理等による営農活動を推進していきます。

5 ブランド化による農産品消費の拡大

農業経営の安定を図るため、農産品のブランド化や 6 次産業化を推進し、一層の付加価値を高めることにより地産地消及び消費拡大を図るよう支援します。

6 有害鳥獣駆除対策

持続可能な安定した農業経営を図るため、農地や農産物に深刻な被害を与える有害鳥獣の駆除等の対策を ICT 技術を活用しながら講じていきます。

7 耕作放棄地対策

農地法に基づく農地等の利用の最適化を踏まえ、遊休農地(※7)の実態把握に努め、耕作放棄地の発生及び解消に向けた取組を推進します。

基本計画 第4章 ②

地場産業の振興

現状と課題

グローバル化に伴う急激な経営環境の変化や少子高齢化に伴う国内市場規模の縮小などに加え、新型コロナウイルス感染症の流行により、中小企業を取り巻く状況は厳しさを増しています。

このような状況下で、現在まで本市の経済を担ってきた市内中小企業は、雇用の創出、消費の活性化、市税の増加等、地域経済において重要な役割を担っています。

中小企業の振興を図り、雇用の創出及び確保を図ることが持続的な経済発展や豊かな地域社会の形成にとって重要となります。

製造業、ヘルスケア(※1)等の成長産業、情報・研究開発系企業等の誘致や市内企業の定着を図るとともに、経営基盤の強化、新たな事業展開、事業承継、地域資源の活用などを促進し、国、県、関係団体と連携・協力し、中小企業の支援、競争力の強化、人材育成、雇用の確保等を図ることが必要です。

また、飯塚オートレース場は、2015(平成27)年度から包括的民間委託を実施しており、民間活力を有効活用した新たな市場拡大が求められています。

施策の方針

経営環境等の変化に対応できるよう、地場産業の振興を図り、地域経済全体の活性化に取り組みます。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年		目標値 2026（令和8）年
市内新規雇用創出人数	92人	≫	延623人
企業誘致等支援数（新設･移設･増設）	7社	≫	延 41社

地場企業による展示会

経営者セミナー

(※1)ヘルスケア：健康の維持や増進のための行為や健康管理。

施策を実現するための基本事業

施策　4-2　地場産業の振興

施策を実現するための基本事業

1 企業誘致の促進等

低未利用地の市有地及び民有地の活用、企業誘致適地の調査研究を行い、誘致企業等への支援施策の充実等により、県や大学、産業支援機関と連携しながら、企業の誘致に積極的に取り組むとともに市内企業の定着を図ります。

2 販路拡大の促進

優れた商品（製品、技術、サービス）を開発し、販路開拓に取り組む中小企業を支援することにより、企業競争力の向上などにより地場産業の振興を図ります。

3 経営者及び後継者育成のための支援

各種セミナーや研修会、交流会等を通じて、地場企業の経営者、後継者の育成等に関する支援を商工関係団体との連携により推進します。

4 企業間連携等の促進

企業間ネットワーク（技術協力、相互取引、情報交換等）を活性化するため、産業団体等との協力の下、企業間連携や異業種交流の機会提供を図ります。

5 人材と情報の集積

市内の３大学及び市内在住の大学生に地域企業の魅力を伝え、交流促進の機会を創出することで、優秀な人材の地域定着と地域企業の人材確保を支援し、地域経済の活性化を図ります。

また、国・県等も含めた産業振興施策の情報等を収集し、市内企業に発信するとともに、市内企業の情報を内外に広く発信し、新たなビジネスマッチング等を促進します。

6 公営競技事業(オートレース)の円滑な運営

民間活力を有効活用しながら効率的運営と経営健全化を推進するとともに、専用場外発売所の拡充や訪日外国人旅行者（インバウンド）の誘客等、国内外に目を向けた新たな市場拡大を図ります。

基本計画 第４章 ③

創業促進と産業の創出

現状と課題

本市においては、「e-ＺＵＫＡトライバレー構想」第１ステージ(2003(平成 15)年～2007(平成 19)年)において、市内大学の人材並びに知的資産を活用し、各種施策により、ＩＴ関連等のベンチャー企業(※1)の集積を図ってきました。

その後の長引く不況の中、景気は急速に失速し、創業や企業の新たな技術開発等の投資意欲も長く停滞したままの状況にありましたが、徐々に雇用情勢、景気回復等の兆しが見えてきていました。しかし、2020(令和 2)年１月からの新型コロナウイルス感染症の流行により、雇用情勢等は再び厳しい状況となっています。

本市経済において、新規創業や地域企業の技術開発等による新たな産業の創出は、地域の雇用を創出し、地域経済を活性化させ、地域企業の競争力向上に資する効果は大きく、市内経済の発展にとって重要な施策です。

本市は、理工系大学をはじめとする 3 つの大学に加え、産業支援機関等が立地するポテンシャル(※2)を有しており、この産学官連携による創業人材の育成・支援、市外からのベンチャー企業の集積、新技術・新製品・新サービスの創出により、起業力・企業力の向上等を図ります。また、先端情報技術（ブロックチェーン技術）の活用を図ることで、新産業創出の土壌となる産学官のネットワークをより強化し、さらなる人材・情報・技術・企業の集積が期待されています。

施策の方針

創業支援、地域企業のイノベーション(※3)促進のためニーズに応じた支援を行い、地域の起業力・企業力の向上を図ります。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成 27）年		目標値 2026（令和 8）年
プロジェクト創出件数	10 件	⋙	延 110 件
インキュベーション支援事業を活用した創業件数及びインキュベーション(※4)施設等入居件数	5 件	⋙	延　57 件

(※1)ベンチャー企業：企業家精神に富み、新たな商品やサービスの開発といった創造的な事業活動に取り組む中小企業。
(※2)ポテンシャル：潜在的なカ。可能性としての力。
(※3)イノベーション：生産技術の革新・新機軸だけでなく、新商品の導入、新市場・新資源の開拓、新しい経営組織の形成等を含む概念。
(※4)インキュベーション：創業間もない企業や新事業に取り組む企業にオフィス等の事業スペースと経営相談等のサービスを一体的に提供し、成長を支援すること。

施策を実現するための基本事業

施策　4-3　創業促進と産業の創出

施策を実現するための基本事業

1 産学官交流の充実

地域の産学官関係者の定期的な交流の場となる「産学官交流研究会（ニーズ会）」等を開催し、有識者と参加者との積極的な情報交換や交流を通じて、顔の見えるネットワーク形成を促進します。

2 新規事業参入・事業拡大の支援

新技術・新製品の研究開発、実用化・高度化に取り組む中小企業やベンチャー企業の技術開発力の向上と製品の高付加価値化を支援し、地域産業の振興を図ります。また、医療・健康分野をはじめとした成長分野において、企業の事業領域の拡大、受注拡大・新規参入に向けた取組に対する支援の充実を図ります。

新産業創出に向けた先端情報技術（ブロックチェーン技術）の実用化に向けた取組を支援します。

新産業創出支援センター
（e-ZUKA　トライバレーセンター）

3 創業の支援

学生・主婦等の創業予備軍や市内外の起業家への情報提供等により、潜在的創業希望者の底上げを図るとともに、「創業支援事業計画」等に基づき、起業を目指す人、創業間もないベンチャー企業、研究開発型企業に対して、インキュベーション施設の提供や使用料の助成等、各種支援を実施します。

4 大学等の支援

地域の貴重な知的資産である市内３大学（近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学、九州工業大学情報工学部）や研究機関等に対する各種支援と産学連携プロジェクトを推進します。

近畿大学産業理工学部

近畿大学九州短期大学

九州工業大学情報工学部

基本計画 第4章 4

商業の振興

現状と課題

消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化、大型商業施設の郊外立地、市外への消費流出、事業主の高齢化や後継者不足などにより、市内各地域における商業機能の低下が加速しており、地域商業者や商店街団体等を取り巻く環境は厳しい状況が続き、商店業者の個店数や売上額が減少しています。

こうした中、商工会議所や商工会などの関係団体との連携のもと、地域特性を生かした商業の振興を図るため、空き店舗対策や回遊性の向上、集客力を高めるソフト事業等を推進することが必要となっています。

また、個店の経営強化として、人材育成、個店の魅力向上、情報発信の強化などを支援することにより、まちのにぎわいを創出し、商業の活性化につなげていくことが必要です。

施策の方針

商工団体と連携等に取り組み、経営基盤の強化に向けた支援を行うことにより、地域商業の経営安定化と地域経済循環の向上を推進し、商業の活性化を図ります。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年		目標値 2026（令和8）年
市内卸・小売業者年間販売額	2,291 億円 （2014(平成26)年度）	⋙	基準値以上
市内卸・小売事業所数	1,371 所	⋙	基準値以上

施策を実現するための基本事業

施策　4-4　商業の振興

施策を実現するための基本事業

1 魅力ある商店街づくりの推進

空き店舗対策や商店の経営診断、経営指導等による経営安定の支援、各種イベントの開催による商店街のにぎわい創出を図ります。また、中心市街地内に一体的に整備した医療関連施設、健康増進施設、住居等の都市施設を生かした街なか居住を促進することにより、幅広い世代が魅力を感じることができる商店街づくりを支援します。

2 個店の経営力強化

地域商業の経営安定化と地域経済の好循環の拡大を推進するため、個店の経営診断、経営指導等による経営力強化を支援します。

3 商業活性化の一体的推進

商工団体、商店街、大型商業施設、民間事業者等と連携し、市内商業エリアの回遊性を高め、商業活性化事業の一体的な推進に努めます。

商店街

産業まつり

基本計画 第4章 5

観光の振興

現状と課題

観光ニーズの多様化により、「見る」「遊ぶ」だけの観光から、「目的」指向が広がり、観光地にはより地域性の高い特色や個性が求められています。

こうした中、全国的に誇れる自然や歴史だけでなく、地域の個性あふれる文化や街並み、特産品、伝統行事、あるいは各種体験型プログラムなど、地域固有の観光資源を活用した観光地づくりが求められています。

本市においては、「飯塚市観光振興基本計画」に基づき、飯塚観光協会を観光プラットフォーム（観光拠点）として位置づけ、「旧伊藤伝右衛門邸」「嘉穂劇場」「長崎街道 内野宿・飯塚宿」「旧松喜醤油屋」「飯塚オートレース場」「サンビレッジ茜」等の歴史文化遺産をはじめとする多様な地域資源をテーマ・ターゲットとした域内周遊ルートの整備を行うとともに、新たな観光資源の発掘を行う必要があります。

更に、自治体の枠を越えた広域的ネットワークを構築し、観光ルート開発を行うことにより、近年増加する訪日外国人旅行者（インバウンド）の誘客等も見据え、観光資源や観光ルート等に関する情報を国内外に向けて発信していくことが必要です。

施策の方針

飯塚観光協会を中心とした観光プラットフォームの構築や広域連携の形成による観光資源の活性化を推進するとともに、他産業との連携による新たな観光資源の開発など観光振興に努めます。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年		目標値 2026（令和8）年
観光客消費額	57.6 億円 （2014(平成26)年度）	≫	95.0 億円
観光入込客数	216.8 万人 （2014(平成26)年度）	≫	355.0 万人
観光ルート件数	11 件	≫	30 件
ブランド認定製品(※1)件数	0 件	≫	50 件

(※1)ブランド認定製品：本市の優れた地域資源又は製品として、「いいづかブランド」の認定をうけたもの。

施策を実現するための基本事業

施策を実現するための基本事業

施策	4-5　観光の振興

1 新たな広域的観光ルートの整備

歴史文化遺産をはじめとする多様な地域資源を基点として位置づけ、日本遺産の認定を受けたシュガーロードや長崎街道を中心とした「まち歩き」等をキーワードとした観光ルートを提案し、観光地としてのブランド化に努めるとともに、近隣市町と連携し、広域的な観光ルートの整備に努めます。

2 観光まちづくりの実践

ボランティアガイドの育成をはじめ、セミナー等を開催し、市民に「おもてなし意識」の浸透を図り、観光地としての受入れ体制を整備することにより、市民が郷土に誇りを持ち、来訪者が何度でも訪れたくなる活力ある観光まちづくりを目指します。

3 特産品を生かした観光資源の開拓

銘菓発祥の地という利点を生かし、観光素材にマッチした商品の共同開発を促進していくとともに、地元食材を使った郷土料理を開発するなど既存の物産品の掘り起こしを行い、販売ルートや販売方法の見直しを行います。また、筑前茜染の復活を目的として、染物技術を活用した特産品の開発や染物体験による観光集客を目指します。

いいづか雛のまつり（旧伊藤邸座敷雛）

4 情報発信の強化

新しい観光資源の開発等に努めるとともに、SNS や観光ポータルサイトの活用、観光ガイドマップ、観光パンフレットの多言語化等のＰＲ資料を用いた国内外への情報発信を行います。

飯塚山笠

旧伊藤伝右衛門邸

基本計画 第５章 2

確かな学力を育む教育の推進

現状と課題

社会の在り方そのものが劇的に変わる「society5.0」(※1)の到来が予測される中、人材育成の基盤である義務教育は、子ども一人ひとりの能力を伸ばしつつ、社会において自立していく基礎を培い、社会人として必要とされる基本的な資質や情報活用能力を養うことが求められています。

また、経済環境の変化などにより、家庭や地域の教育力の低下が課題となる中、児童・生徒の学習と生活の両面の支援に努める必要があります。

本市の小学校・中学校は、平成 29 年度までに今後の児童・生徒数の推移傾向を踏まえて学校施設の再編を行いました。今後は、長寿命化計画に基づく施設の改修や ICT 環境整備など計画的な教育環境の整備を進めることが重要です。

さらに、児童・生徒の確かな学力の保障と学ぶ意欲の向上を図るためには、子ども一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな学習指導や生活指導の実現が必要であり、教職員の資質と指導力の向上が求められています。

施策の方針

教育環境の整備・充実などを通して、「かしこく」「やさしく」「たくましい」子どもたちの育成に努めます。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成 27）年		目標値 2026（令和 8）年
小学校：全国標準学力検査ＮＲＴ（国語、算数）の正答率 中学校：標準学力分析検査（国語、数学）の正答率 *小学校は全国平均を 100 とし、中学校は県平均を 100 とする	小学校 110.0% 中学校 100.8%	⋙	小学校 115.0% 中学校 105.0%
全国学力･学習状況調査の正答率 *全国平均を 100 とする	小学校 99.8% 中学校 98.3%	⋙	小学校 100.4% 中学校 100.4%
乗り入れ授業を実施している中学校区数(※2)	8 校区	⋙	10 校区
協調学習にかかわる授業を実施している学校の割合	小学校 22.7% 中学校 40.0%	⋙	小学校 100% 中学校 100%
ＭＩＭアセスメント(※3)において３rd ステージ対象児童の割合（※4）	10.0%	⋙	5.0%

(※1)society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。
(※2)乗り入れ授業を実施している中学校区数：小中学校相互に教員が特定の教科及び学年において、通年で数回の授業を実施している中学校区数。
(※3)ＭＩＭアセスメント：ＭＩＭとは、Multilayer Instruction Model(多層指導モデル)の略。通常の学級における「読み」の指導において、個々の子どものニーズに対応して指導・支援を３つの段階に分けて行う指導方法。ＭＩＭアセスメントは、指導の必要性を判断するために行う評価のこと。
(※4)ＭＩＭアセスメントにおいて３rd ステージ対象児童の割合：でんしゃ、きって、おかあさんなどの特殊音節の読みにおいて個別指導が必要な児童の割

施策を実現するための基本事業

施策 5-2 確かな学力を育む教育の推進

施策を実現するための基本事業

1 学力向上の推進

児童・生徒の学力向上に向け、協調学習(※5)などの学習理論やＩＣＴ教育を取り入れた指導方法の工夫・改善や指導体制の強化を図り、確かな学力の基盤となる、基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を図ります。

協調学習の様子

2 小中一貫教育の推進

より良い教育環境の整備に向け、中学校区を単位とした小学１年生から中学３年生までの９年間を見通した一貫性と連続性のある学習指導や生徒指導などが可能となる小中一貫教育を推進します。

3 均等な教育機会の推進

全ての子どもの学びを保障するため、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒に対する就学援助制度や高等教育の機会を保障する奨学金制度等の充実に努め、教育支援を図ります。

4 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、関係機関と連携を図り、障がいの状態、発達段階に応じたきめ細やかな指導や一貫した支援を行います。

また、特別支援教育や発達障がい(※6)等に関する理解を深め、誰もが人権と個性を尊重し、子どもの育ちを支え合う学校・家庭・地域づくりを推進します。

5 学校施設の環境整備の推進

老朽化が進む学校施設については、建物の安全性や耐久性を確保するため、令和２年６月に飯塚市学校施設長寿命化計画を策定し、施設の改修を計画的に推進します。また、安全で安心して学べる環境を整備します。また、地域住民にも利用しやすいユニバーサルデザイン等、誰もが利用しやすい施設整備を進めます。

6 教員の資質向上

新しい時代を担う子どもたちを育むため、ICT 活用指導力の向上に取り組み、教員の更なる資質向上に向けた計画的・体系的な研修の充実に努めます。

(※5)協調学習：ある学習課題に対し一人一人が自分の考えをもち、学習者同士の対話をとおして新たな気づきを導き出し、理解を深める学習。
(※6)発達障がい：自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの障がいの総称で、脳機能の発達に関連する障がい。先天的な要因によって乳幼児期にその症状が現れる。

基本計画 第5章 4

生涯学習の振興

現状と課題

生活水準の向上と自由時間の増大により価値観や生活意識が多様化し、ゆとりや生きがいなど精神的な豊かさへの欲求が強くなっており、市民の生涯学習に対する関心が高まっています。

このような中、本市では、多様化する市民ニーズに対応するため、中央公民館や交流センター、図書館などを中心として、生涯学習の機会提供に努めているものの、講座や施設利用者の年齢層の偏りや固定化等が見られます。

市民一人ひとりがゆとりと潤いのある生活を実感し、充実した生活が送れるような社会を築いていくためには、市民がいつでも自由に、学習機会を選択して、学ぶことができる、生涯学習社会づくりを今後も推進する必要があります。

さらに、生涯学習指導者やボランティアの育成と活用を図るため、学習を通して得た知識や経験を地域課題の解決や、まちづくりに生かせる環境づくりを進めることが重要です。

施策の方針

「いつでも　どこでも　だれでも」が学び、学習の成果を地域で生かせる生涯学習社会づくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年		目標値 2026（令和8）年
生涯学習講座等参加者数	68,051 人	⋙	85,000 人
図書館来館者数	649,623 人	⋙	650,000 人
学習ボランティア講師派遣人数	2,253 人(令和元年度)	⋙	2,500 人

飯塚図書館

施策を実現するための基本事業

施策　5-4　生涯学習の振興

施策を実現するための基本事業

1 多様な学習機会の提供

行政、関係団体との連携を図った上で、年齢を問わず生涯にわたって学び続けることができるよう、市民の学習ニーズに答えるべく、アンケート調査等の分析により、様々なジャンルで講座を展開することで学習機会の充実を図ります。また、図書館においては、機能の充実と利便性の向上に努めます。

中央公民館や交流センターなどにおいては様々な地域資源の発掘・活用などに努め、活動や学び合いを通じて得た成果がまちづくり活動などにつながるような生涯学習を推進します。

2 生涯学習指導者の育成

学習で得た成果を地域社会で生かすことができる仕組みづくりの推進に努めるとともに、生涯学習指導者の育成と人材ネットワークの拡充を図ります。

3 社会教育施設の整備・運営

生涯学習の拠点、交流の場、地域活動の拠点として社会教育施設の円滑な利用のため、地域の実情に応じた施設整備や適正な維持管理に努めます。

さらに、乳幼児から高齢者まで自由に、気軽に、楽しく利用でき、市民から愛され親しまれる施設づくりに努めます。

生涯学習事業(コスモス大学)

交流センターまつり

基本計画 第5章 5

スポーツの振興

現状と課題

健康づくりと生きがいを求める意識が高まる中、日常生活においてスポーツは大きな役割を占めるようになっています。また、市民のスポーツに対するニーズも一段と高度化・多様化しています。

本市では、体育協会及び関係団体との連携による各種体育事業の実施により、市民の体力の向上と活力に満ちた地域社会づくりを進めてきました。

今後は、多様なニーズを踏まえながら、市民が気軽にスポーツに親しむことができ、健康で活力ある充実した生活が送れるよう、各種スポーツイベントの開催など、スポーツに親しむ機会の充実・創出を図るとともに、指導者の育成や組織体制の確立に努める必要があります。

一方、老朽化した施設が点在する中、運動公園、体育館等、既存のスポーツ施設の統廃合等も視野に入れ、新設する新体育館を核として市内体育施設の効果的な活用・あり方を検討するとともに、市民が協議に触れる機会を創出することも重要となっています。

本市で毎年開催される「飯塚国際車いすテニス大会」は、1985(昭和 60)年に第 1 回大会を開催し、2004(平成 16)年には車いすテニスの最高峰であるスーパーシリーズに昇格するなど、国内外の身体障がい者間のスポーツ交流・相互理解に寄与しており、引き続き、開催支援に努める必要があります。

1985(昭和 60)年から毎年開催されている飯塚国際車いすテニス大会は、2004(平成 16)年には車いすテニスの最高峰であるスーパーシリーズに昇格するなど、国内外の障がい者間のスポーツ交流、相互理解に長年寄与してきました。2018（年より天皇杯、皇后杯が下賜される大会となり、障がい者スポーツとして高く評価される大会となっています。東京パラリンピックを契機として国民のパラスポーツへの関心が高まる中、この国際大会が本市で引続き開催できるよう支援に努める必要があります。

施策の方針

市民の健康増進と生きがいづくりのため、誰もが生涯を通じてスポーツに親しめるような環境づくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成 27）年		目標値 2026（令和 8）年
市営スポーツ施設利用者数	559,000 人	⋙	570,000 人
スポーツ推進委員数	42 人	⋙	52 人
総合型地域スポーツクラブ設立数(※1)	3 クラブ	⋙	6 クラブ

(※1)総合型地域スポーツクラブ設立数：地域の学校や公共スポーツ施設を拠点に地域が主体となって運営され、子どもから高齢者の方まで、身近なところでスポーツを気軽に楽しむことができるスポーツクラブの設立数。

施策を実現するための基本事業

施策 5-5 スポーツの推進

施策を実現するための基本事業

1 生涯スポーツ活動の推進

体育協会やスポーツ推進委員協議会、まちづくり協議会との連携により、気軽にスポーツに参加する機会を拡充するため、市民総合体育大会をはじめとしたイベントやスポーツ教室の開催など、生涯スポーツの振興を推進します。

また、誰もが生涯にわたってスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの設立を推進し、地域に根ざしたスポーツ団体の育成に努めます。

2 スポーツ推進委員の体制強化

スポーツ推進委員の後継者不足の解消を図るため、地域のスポーツ団体や競技団体等に働きかけ委員の確保に努めます。

3 スポーツ施設の整備と活用

スポーツ施設の有効活用を進めるとともに、誰もが快適にスポーツを楽しむことができるよう、老朽化した施設については、統廃合等も視野に入れて改修等を図るなど環境整備に努めます。

健幸の森公園市民プール

4 競技スポーツ活動の支援

競技スポーツ活動を実践している競技者、競技団体に対する支援を図るとともに、飯塚国際車いすテニス大会の開催支援に努めます。

飯塚国際車いすテニス大会

5 大規模スポーツ大会等の誘致

大規模なスポーツ大会等・イベントを誘致するなど、市民がレベルの高い競技に触れる機会を創出することにより、スポーツ振興はもとより、スポーツによる交流人口の増加を図ります。

基本計画 第5章 6

文化芸術の創造

現状と課題

本市の文化芸術の振興については、飯塚文化連盟等を中心に文化芸術活動が行われており、文化芸術の中核施設である飯塚市文化会館（飯塚コスモスコモン）において、幅広い事業を展開するなど、独自の企画事業等を通して市民に質の高い文化芸術に触れる機会を提供しています。また、市民の主体的な活動や既存の団体・サークル活動も活発に行われていますが、参加者の高齢化が進み、新たな加入者も少ない状況です。

今後は、文化の薫り高いまちづくりに向け、文化芸術鑑賞機会の充実を図るとともに、市民の主体的な文化芸術活動を支援する必要があります。

中でも、飯塚新人音楽コンクールはボランティアにより運営され、2021(令和 3)年に 40 回目の開催を迎えました。今後更なるボランティアの人材確保や関係機関相互の連携を深めるなど、地域音楽文化の振興のため一層の充実が求められています。

また、市に移譲された嘉穂劇場については、幅広い人々に親しまれ、文化を発信できる拠点施設となるよう、活用方法の検討を進めます。

更に本市の文化芸術の振興を図っていくため、これらの施設の継続的な施設整備や本市の特性に応じた施策展開を推進する必要があります。

施策の方針

文化芸術の継承と活動の支援及び文化意識の高揚を通して、地域文化を大切にする心を育みます。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成 27）年		目標値 2026（令和 8）年
飯塚市文化会館入場者数	242,916 人	⋙	250,000 人
飯塚文化連盟会員数	6,000 人	⋙	基準値以上
文化･芸術に関して満足している市民の割合	81.5%	⋙	基準値以上

飯塚市文化会館(飯塚コスモスコモン)

施策を実現するための基本事業

施策 5-6 文化芸術の創造

施策を実現するための基本事業

1 市民による文化芸術活動の推進

子どもから高齢者まですべての市民が多様な文化芸術に触れられる機会の充実に努めるとともに、市民参加による文化芸術活動の推進を図ります。また、文化芸術活動を支援する指導者等人材の確保・育成に努めます。

2 文化･芸術活動の機会や場の充実

文化祭など地域に密着した文化振興イベント開催の支援を図ります。
飯塚新人音楽コンクールについては、心温かいきめ細かな運営とともに、優れた新人演奏家の発掘支援など、地域音楽文化の充実を図ります。

3 文化施設の整備･運営

文化施設の整備や設備の改修等を行うとともに、適切な運営に努め、市民が安心して安全、快適に利用できるよう環境整備を進めます。

飯塚新人音楽コンクール

基本計画 第５章 ⑦

歴史的・文化的遺産の保護と活用

現状と課題

本市には、数多くの歴史・文化資源が残されています。中でも国指定文化財の旧伊藤伝右衛門邸や目尾炭坑跡をはじめとした炭鉱遺産がまちの歴史を物語っています。

これらの貴重な資源、獅子舞や神楽などの郷土芸能、伝統行事については、その存在の重要性を多くの市民が知り、保存や次の世代への継承のための活動が活発になるよう取り組む必要があります。

また、飯塚市歴史資料館では文化財の展示公開を実施していますが、市内に点在する旧伊藤伝右衛門邸や旧松喜醤油屋、嘉穂劇場、長崎街道、内野宿などの文化資源との連携や観光資源としての活用が求められています。

施策の方針

貴重な郷土芸能や歴史・文化資源を守り育み、文化の薫るまちづくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年		目標値 2026（令和8）年
指定文化財件数	49件 (国5件、県15件、市29件)	⋙	54件
文化財の保護と活用に関して満足している市民の割合	89.4%	⋙	基準値以上

内野の大イチョウ(県指定天然記念物)

巫女形埴輪(小正西古墳出土　県指定有形文化財)

巻き上げ機台座(市指定有形文化財)

施策を実現するための基本事業

施策　5-7　歴史的・文化的遺産の保護と活用

施策を実現するための基本事業

1 文化財の保存・整備・活用の推進

市内の文化財の現状を把握するため、文化財全般の基本調査を実施し、文化財基本台帳の作成により、緊急性を有するもの、重要な文化財については詳細調査を行い、価値の高いもの、まちづくりに活用できるものを指定文化財、登録文化財として保存・整備・活用に努めます。

2 地域に根ざした特色ある伝統文化の継承

市民に文化財等の情報を発信するとともに、市民が文化に触れ、学習する機会の拡大に努めます。

また、地域の人々に愛され育まれ、培われてきた郷土の芸能や伝統行事の保護継承を図り、青少年も含めた後継者の育成などを支援します。

3 教育・観光への活用の推進

展示活動や学習会、講演会を積極的に実施し、市民の郷土の歴史学習活動を推進するとともに、歴史資料館と学校や社会教育施設との連携を深め、学習活動の拡大を推進します。

また、歴史的文化遺産は、観光資源としての活用を図り、併せて、解説等のボランティアの育成強化を支援します。

旧伊藤伝右衛門邸(国指定重要文化財、庭園は国の名勝指定)

基本計画 第5章 8

国際交流・多文化共生(※1)の推進

現状と課題

グローバル化の急速な進展により、人・もの・情報の交流が活性化しています。国際交流活動も広がりを見せる中、国際感覚に優れた人づくり、まちづくりや国際性に富んだ地域社会を形成していく取組が求められています。

このような中、本市では米国サニーベール市と 2013(平成 25)年度に友好交流関係協定を締結、2016(平成 28)年度には姉妹都市協定へと発展し、市内中学生を中心とした国際交流を実施するなど、次代を担う人づくりを進めています。

また、市内の大学や研究施設等に多くの留学生や研究者が在籍するほか、企業で働く在住外国人が増加しており、外国人が日常生活に不便を感じることなく暮らすことのできる多文化共生のまちづくりを進めることが一層必要となっています。

市民が参加する国際交流事業を充実するとともに、民間の国際交流推進団体への支援や、多文化共生のまちづくりの実現に向け、市民の国際理解を高めるための人材の育成が求められています。

施策の方針

外国人との相互理解を深め、国際交流や外国人にも暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成 27）年		目標値 2026（令和 8）年
国際交流事業参加者数	1,200 人	⋙	2,000 人
国際交流関係団体で活動しているボランティア数	290 人	⋙	350 人
国際交流に関して満足している市民の割合	82.8%	⋙	基準値以上

外国人のための日本語教室

お国料理教室

(※1)多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

施策を実現するための基本事業

施策	5-8　国際交流・多文化共生の推進

施策を実現するための基本事業

1 国際交流の推進

姉妹都市交流の継続・発展を図るとともに、大学や関係団体等との連携強化を図りながら、国際交流事業に取り組み、文化や教育、経済などの交流促進に向けた活動を推進します。

2 国際理解の推進

国際交流事業の開催や国際理解講座等により、文化の多様性について理解を深め、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

国際交流推進協議会 10 周年記念事業

3 外国人のための生活支援策の充実

生活情報の提供や相談体制の充実など、在住外国人の支援に努め、外国人が安心して暮らせる住みよい環境づくりに努めます。

グローバル人材育成研修事業(米国サニーベール市)

基本計画 第6章 5

定住環境・公共交通の充実

現状と課題

本市では、若者の福岡都市圏や東京都市圏等への流出により生産年齢人口が減少し、人口減少と少子高齢化が進む中で、単独世帯、核家族世帯の増加など世帯構造の変化に伴う、空き家や買い物弱者の増加が社会的問題となっています。

一方、本市は福岡県の東西南北を結ぶ交通の要衝を形成するとともに、九州の２大都市圏である福岡都市圏、北九州都市圏とのアクセスに恵まれています。

こうした中、住宅環境や公共交通の整備をはじめとした定住施策を推進することは、ますます重要となっています。

公営住宅については、大半が昭和 40 年代までに建設され、老朽化が著しく、改良住宅においても同様に老朽化が進んでいるため、計画的な建て替えや改修が必要となっています。

公共交通については、福岡・北九州都市圏へのアクセス環境をより良いものにするため、福岡市営地下鉄福岡空港駅とＪＲ篠栗線の接続やＪＲ福北ゆたか線の複線化等、さらなる利便性の向上が求められています。

また、市内の交通機関について、運転免許証自主返納の増加等により自家用車を利用できない市民の増加が予測されることから、市民の移動手段を確保するため、利用者ニーズ、民間公共交通とコミュニティ交通(※1)との役割分担等を考慮した、効果的・効率的で持続可能な公共交通体系を整備する必要があります。

今後は、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、安全で快適な住環境の整備を図るとともに、空き家等の活用や買い物弱者への対応も含め、居住空間のあり方や移動手段の確保等を検討し、幅広い世代のニーズに対応した定住環境の整備を図る必要があります。

施策の方針

すべての人が安心して暮らせる、魅力ある良質な住環境の整備と公共交通機関の利便性の向上を図ります。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成 27）年		目標値 2026（令和 8）年
コミュニティ交通利用者数	75,513 人	⋙	100,000 人
社会増減の純移動率	0.0%	⋙	基準値以上（転入超過）

(※1)コミュニティ交通：地域での必要目的に合わせ、ルートや運行形態などを工夫し、より生活に密着した移動手段を提供する交通サービス。

施策を実現するための基本事業

施策　6-5　定住環境・公共交通の充実

施策を実現するための基本事業

1 良質な住宅供給の推進

公営住宅については、耐用年数を考慮し、状況把握のうえで統廃合や建替えを検討するとともに、長寿命化を目的とした改修を実施します。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立して生活できる住宅を供給するとともに、セーフティーネットの観点も踏まえ、すべての人にとって安全で快適な住環境の整備を福祉施策等との連携を図りながら進めていきます。

2 空き家対策の推進

老朽化した空き家の増加により、周辺環境へ悪影響を及ぼしていることから、老朽危険家屋の解体を促進します。また、空き家等の有効利活用を検討しながら、定住環境整備の取組を推進します。

3 生活交通の維持・確保

市民の移動手段を確保するため、民間交通事業者と協力しながら、路線バスの維持に努めます。

また、高齢者等の交通弱者が外出の際の移動手段を確保できるよう、コミュニティ交通については地域に応じた運行を図るとともに、交通機関どうしの結節にも配慮し、公共交通全体の充実をめざします。

4 広域交通の利便性の向上

市域をまたいで運行する路線バスについては、運行事業者や沿線自治体と連携して確保・維持に努めます。鉄道については、ＪＲに対して福北ゆたか線の複線化や既存路線の利便性維持・向上を要望するとともに、ＪＲと連携して市内各駅のバリアフリー化を推進します。併せて、パークアンドライド（※2）などに適した駅駐車場の設置等、駅周辺の整備等に取り組みます。また、福岡市営地下鉄福岡空港駅とＪＲ篠栗線の接続について、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

新飯塚駅

5 買い物弱者対策の推進

買い物環境の変化に伴い、食料品や生活用品の購入に支障をきたしている実態を把握のうえ、有効な対応策を検討し、住み慣れた地域で安心して暮らせる定住環境の整備に取り組みます。

6 移住・定住施策の推進

子育て支援や雇用の創出等による若年層の定住促進をはじめ、地域特性を生かした産業の振興、次代を担う子どもの育成、健幸都市づくりなどにより、市外から人を呼び込み、市内の人が住みつづけたいと感じられるような魅力ある、移住・定住施策を積極的に推進します。また、周辺自治体との連携を図り、良好な定住環境の整備に努めます。

(※2)パークアンドライド：出発地から自動車で最寄りの駅・バス停に行き、駐車した後、公共交通機関に乗り換えること。

基本計画 第6章 ⑥

公園・緑地の整備

現状と課題

本市は、緑豊かな山々や中心部を流れる遠賀川や穂波川をはじめとした水辺など、良好な自然環境に恵まれています。

緑や水辺は、四季の変化を感じられる潤いのある都市景観の形成のみならず、生物の生息環境の確保、防災、レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出等、多様な役割を担っています。

また、公園の整備率は高く、県立自然公園に指定されている地域もあり、広く市民の憩いの場として活用されています。

その一方で、施設の老朽化や少子高齢化の進展から、公園施設の維持管理や再整備が大きな課題となっています。

今後も、適切な公園配置と整備を計画的に行うとともに、緑地の保全に努めることが必要です。

施策の方針

地域特性にあった公園・緑地の適正配置や整備を行い、良好な住環境と一体となった憩いと安らぎの空間形成を図ります。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成 27）年		目標値 2026（令和 8）年
公園･緑地の整備に関して満足している市民の割合	84.6%	⋙	基準値以上
公園の管理面積（再編･統合集約･機能分担･用途変更による）	192.29ha ※平成 31 年	⋙	173.04ha ※令和 11 年

施策を実現するための基本事業

施策　6-6　公園･緑地の整備

施策を実現するための基本事業

1 安全･安心な公園･緑地の整備

災害時における避難所の確保や利用上の安全対策などを進め、市民が安全で安心して使える公園・緑地の整備に努めます。また、市民との協働による公園の維持管理を推進します。

2 魅力ある水辺空間の整備

遠賀川などの自然豊かな水辺空間の適切な維持管理と利用を促進し、やすらぎと魅力あふれる空間の形成を図ります。

3 花いっぱい運動の推進

花あふれるまちづくりのため、市民や地域、企業等と協力して、地域の公共用地や公共施設をはじめ、宅地内や企業用地に花を植える花いっぱい運動を推進していきます。

勝盛公園

大将陣公園

基本計画 第6章 7

道路の整備

現状と課題

本市は、一般国道 200 号、201 号、211 号が幹線道路として本市の交通における骨格を形成し、主要地方道が国道を補完しています。さらに、一般県道、市町道が市内の拠点間や市外の主要都市を結んでいます。集約型の都市づくりを支える道路網を形成するために、今後とも国道、県道、街路網整備を推進していくことが必要です。

また、福岡市や北九州市と近接し、県央に位置することから、地の利を生かした流通拠点としての機能を発揮するためにも、八木山バイパスの全線４車線化開通による幹線道路としてアクセス強化が図られています。今後はインターチェンジのフルランプ化(※1)の実現を目指し、効果を生かした土地利用の推進、広域交流に通じたまちづくりを進める必要があります。

市道については、逐次改良等を進めていますが、歩行者空間の明確化など、子ども、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人に配慮した道路などの整備が課題となっています。

また、市が管理する橋りょうは、2015(平成 27)年度末で 626 橋あり、今後 30 年で 499 橋が耐用年数（60 年）を経過するため、計画的な補修が必要となっています。

施策の方針

広域的な道路ネットワーク形成や安全で人にやさしい道路や橋りょうの整備を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成 27）年		目標値 2026（令和 8）年
都市計画区域内の都市計画道路整備率	46.4%	≫	50.0%
橋りょう補修の累計実施数	2 橋	≫	25 橋
道路路側帯グリーンベルト整備延長距離	1,160m	≫	5,000m

(※1)フルランプ化：上下線ともに出入口を両方に設置し、高速道路(一般国道自動車専用道路)と一般道を連結すること。

施策を実現するための基本事業

施策　6-7　道路の整備

施策を実現するための基本事業

1 国道の早期整備の推進

主要幹線道路である一般国道 200 号、201 号、211 号の地域の交通状況にあった道路網の整備促進と八木山バイパスの全線４車線化の早期完成や県道飯塚穂波線と接続するインターチェンジのフルランプ化の実現を目指しています。今後も、関係機関と連携しながら、国、県に対して道路の整備促進・早期完成や道路整備に必要な財源の確保等要望活動を推進します。

2 県道等の早期整備の推進

主要地方道飯塚停車場線の整備推進や、県道飯塚穂波線など重要路線の事業促進のほか、一般県道の未整備区間の早期整備を要望し、交通安全環境の改善等に努めます。

3 安全・安心な市道・橋りょう整備の推進

市道については、市民生活の利便性や安全性の確保に向け、計画的な整備を推進するとともに、すべての人に配慮したバリアフリー化を推進します。また、橋りょうについては、「橋りょう長寿命化計画」に基づき、計画的な整備を進めます。

4 都市計画道路事業の推進

都市計画道路新飯塚潤野線の整備を促進するとともに、本市の主要拠点を結び、都市の骨格となる都市内幹線道路の整備を推進します。

一般国道２０１号八木山バイパス

徳前大橋

基本計画 第6章 8

上下水道の整備

現状と課題

上下水道事業については、人口減少や節水意識の高まりなどにより給水量が減少傾向にある中、上下水道料金の徴収率の向上や外部委託範囲の拡大を図るなど、更なる事業の効率化を進め、経営戦略に基づき計画的な財政運営を行うことが必要となっています。

上水道については、安全で安心な水の安定供給と有収率の向上を目指し、老朽管更新事業や施設の耐震計画を実施するとともに、配水量及び給水量をチェックし、管路、施設のダウンサイジング等、より一層の効率化が求められています。

下水道については、公共下水道事業の事業計画に基づき、引き続き管渠整備を促進するとともに、終末処理場、ポンプ場、管渠等の既存施設の老朽化対策として下水道ストックマネジメント計画に則って事業を実施しています。下水道整備済地域においては、公共下水道への未接続家屋等もあり、更なる接続促進に努める必要があります。

施策の方針

安定した上下水道の整備を促進し、安全で安心な水環境を創設し、清潔で快適な生活環境づくりに努めます。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成 27）年		目標値 2026（令和８）年
有収率(※1)	88.0%	⋙	90.0%
下水道整備率（普及率）	45.8%	⋙	50.0%
水洗化率(※2)	87.3%	⋙	91.0%

(※1)有収率：配水池から市内に配水している水量（総配水量）に占める料金収入に反映する水量（有収水量）の割合。
(※2)水洗化率：公共下水道が使用できる区域にお住まいの方の内、宅内の排水設備工事を行って、実際に公共下水道に接続して使用している人の割合。

施策を実現するための基本事業

施策　6-8　上下水道の整備

1 経営基盤の強化

利用者の満足度を向上させるため、公平で適正な費用負担による給排水機能の確保と経費削減に努め、上下水道事業としての経営基盤の強化を図ります。

2 水道施設の維持・管理

上水道については、安全で安心な水を安定供給するため、計画的な老朽管の布設替え、耐震化等を実施し、適切な水道施設の維持・管理に努めます。

3 公共下水道事業の推進

公共下水道については、汚水処理構想に基づき公共下水道事業を計画的かつ効率的に推進するとともに、水洗化率向上のためＰＲ活動の推進、市報等による広報啓発、水環境学習会の開催、融資あっ旋制度等により水洗化の普及促進に努めます。

管渠埋設作業風景

漏水調査の様子

基本計画 第7章 1

自然環境の保全

現状と課題

本市は、地域の約 50%を占める山林と、そこから流れる遠賀川の本流、その支流河川によって、豊かな自然が育まれています。

しかしながら、市街地の拡大やほ場の整備など、土地利用や生活様式の変化に加え、近年では、農林業従事者の減少と高齢化が進み、身近な存在で多様な生き物が生息する場でもあった里地里山・里川が喪失し、森林が荒廃しつつあります。

森林は、生物多様性の保全、保健休養の場の提供、地球温暖化を防止する二酸化炭素の吸収等の多面的機能を有しています。

このため、豊かで美しい里地里山・里川などの自然環境を保全していくための取組や適切な維持管理を行っていくことが必要です。

また、これからの河川整備は、環境問題への関心の高さを背景に環境に配慮した川づくりが求められており、多様な生き物が生息できる良好な水辺空間づくりを進め、市民が河川で自然体験や学習ができる場を提供することが必要です。

施策の方針

自然環境の保全に努めるとともに、市民の環境保全意識の高揚、生態系の保護のための活動を推進します。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成 27）年		目標値 2026（令和８）年
自然観察会･体験会への参加者数	100 人	⋙	300 人
森づくり関係団体数	7 団体	⋙	13 団体
荒廃森林整備面積（※1）	0ha	⋙	1,700ha

（※1）荒廃森林整備面積：長期間にわたって整備がされておらず、水源の涵養や土砂災害防止等の公益的機能が発揮できなくなる恐れのある森林および現に発揮できなくなっている森林を整備した面積。

施策を実現するための基本事業

施策 7-1　自然環境の保全

施策を実現するための基本事業

1 森林の保全

山林・里山の荒廃を防ぎ、美しい森林を保全するため、適正な森林整備を行い、市民・各種団体が活用できる竹粉砕機を導入し、森林への関心を高める機会の創出に向けた活動への支援を推進します。

2 水辺環境の保全

関係機関と連携し、親水空間の創出を図るとともに、多様な生き物の生息が可能な水辺環境づくりに努めます。

また、水辺環境の保全に向けたイベント等の機会の提供、サポート人材の育成、活動プログラムの整備、情報の提供に努めます。

3 自然環境保全活動の推進

安全な生活環境を守るため、市民と連携し、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動の防止に努め、自然環境の保全を図ります。また、自然環境に対する意識の啓発に努めるとともに、市民、各種団体、ＮＰＯ、事業者等と協働し、自然環境の保全に関する情報共有や協力体制づくりに努めます。

4 生物多様性の保全

豊かな自然環境や野生生物の生息・生育環境の保全・再生を図り、生態系の多様性の保持に努めます。また、在来種を保全するとともに、外来生物の対策を推進します。

自然観察会

基本計画 第7章 ③

環境にやさしいまちづくり

現状と課題

地球環境にやさしい社会をつくるためには、市民、各種団体、ＮＰＯ、事業者等と行政のそれぞれが地球環境問題を正しく理解、認識するとともに、協力、連携して資源やエネルギーを有効に活用し、環境負荷の少ない循環型社会を形成していくことが重要です。

また、ごみの排出量については、市民の理解と協力により減少傾向にありますが、資源循環型社会の構築に向けて、さらなるごみの分別やリサイクルの徹底を図る必要があることから、資源ごみの回収や３Ｒ（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生使用）の啓発と効果的な施策の推進が必要です。

収集されたごみは、環境施設等を総合的に管理運営する目的で設立された施設組合（ふくおか県央環境広域施設組合）のごみ焼却等施設・リサイクル施設において適正処理されています。また、これらの施設については、定期的な整備や改修を行い施設の長寿命化を図っていますが、今後、将来的に老朽化が見込まれることや、社会情勢の変化などを踏まえ、中･長期的かつ広域的な視点で集約化・再編整備に向けた検討を、施設組合ならびに組合を構成する周辺自治体と連携して協議する必要があります。

様々な環境施策を推進するには、専門的知識を持つ人材・団体・事業者等との協働が不可欠であることから、環境保全活動団体などの育成支援に努め、環境保全活動を推進するとともに啓発を図っていくことがますます重要となっています。

施策の方針

環境教育の徹底、リサイクル意識の高揚の促進やごみ減量化等を図ることにより、循環型社会の形成に努めます。

目標達成指標

目標達成指標	基準値 2015（平成27）年		目標値 2026（令和8）年
リサイクル率(※1)	24.2％	⋙	28.6％
１人あたりの一般廃棄物(※2)の排出量	977g/人･日	⋙	889 g/人･日
温室効果ガスの排出量(※3)	1348.82 千ｔ-CO2/年	⋙	998.13 千ｔ-CO2/年

(※1)リサイクル率：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物以外の廃棄物のリサイクル率。
(※2)一般廃棄物：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における産業廃棄物以外の廃棄物。
(※3)温室効果ガスの排出量：二酸化炭素やメタン等、地球温暖化の原因とされるガスの市全体の排出量。

施策を実現するための基本事業

施策　7-3　環境にやさしいまちづくり

施策を実現するための基本事業

1 環境教育の充実

環境教育・環境学習推進体制づくりに努めるとともに、市民、各種団体、ＮＰＯ、事業者、学校などあらゆる活動主体に対して、環境教育・環境学習の支援に必要な情報の提供を行い、環境に対する意識の高揚を図ります。

2 ３Ｒ（ごみの発生抑制･再使用･再生利用）の推進

ごみの発生抑制や再使用の取組を推進するとともに、ごみの資源化を円滑に推進するための分別・排出ルールを周知徹底するとともに、集団資源回収の実施団体を支援します。

3 省エネ活動の啓発と低炭素型エネルギーの利活用推進

「地球温暖化対策実行計画」に基づき、自然と地球環境にやさしい生活を実現するため、省資源・省エネルギーの普及促進に努めます。

また、地域の特性や地域資源を生かした再生可能エネルギーの利活用の推進、エネルギーの地産地消に努め、地域内経済循環の手法等の検討を行い、持続可能な低炭素社会の実現を目指します。

4 ごみ処理施設の適正管理と整備

今後も継続して利用するごみ処理施設は、適正管理に努めるとともに、定期的な整備や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

あわせて、社会情勢の変化に伴い、施設組合が管理運営し市内のごみを処理している「ごみ燃料化センター」が令和４年度で廃止され、施設組合にてごみ処理施設の再編がおこなわれるのを契機に、ごみの循環型社会形成に向けて、ごみの適正処理並びにリサイクル率の向上、効率的なごみの収集・運搬体制を再構築するため、中長期的かつ広域的な視点で集約化・再編整備に向けた検討を、施設組合ならびに組合を構成する周辺自治体と連携し推進します。

エコスタいいづか(環境教育推進大会)

クリーンセンター

第２次飯塚市総合計画と SDGs との関連性

総合計画に掲げる各施策を推進していくことは、SDGｓの目標達成にも繋がると考えており、基本計画における各施策と SDGｓの目指す 17 のゴールとの関連性を明示しました。

基本計画

■分野別計画

政策分野(7)	施策(40)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
第1章 人権・市民参画	1. 人権尊重のまちづくりの推進				●	●					●						●	●
	2. 男女共同参画の推進				●	●			●		●						●	●
	3. 協働のまちづくりの推進																●	●
	4. 情報共有の推進									●							●	●
第2章 行政経営	1. 効果的・効率的な行政経営の推進									●							●	●
	2. 公共施設等の最適化と有効利活用											●						●
	3. 財政の健全化									●	●							●
	4. 職員の能力開発と人材育成の推進								●									●
第3章 健幸・子育て	1. 健幸都市づくりの推進			●								●						●
	2. 保健・医療の充実と連携			●														●
	3. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり			●					●		●						●	●
	4. 子育て支援の推進	●		●		●			●								●	●
	5. 安心して産み育てやすい環境づくり			●	●				●		●	●						●
	6. 障がい者福祉の充実			●					●		●	●					●	●
	7. 安心して暮らせる地域づくり	●	●	●													●	●
第4章 地域経済	1. 農林業の振興		●						●	●						●		●
	2. 地場産業の振興				●				●	●								●
	3. 創業促進と産業の創出								●	●								●
	4. 商業の振興								●									●
	5. 観光の振興								●									●
	6. 就労支援の充実と労働環境の整備								●		●							●
第5章 教育・文化	1. 人権を尊重する豊かな心・健やかな体を育む教育の推進		●	●	●						●						●	●
	2. 確かな学力を育む教育の推進	●			●				●	●	●	●						●
	3. 子ども・若者の健全育成	●			●						●							●
	4. 生涯学習の振興				●							●					●	●
	5. スポーツの振興			●	●							●						●
	6. 文化芸術の創造				●							●						●
	7. 歴史的・文化的遺産の保護と活用				●													●
	8. 国際交流・多文化共生の推進				●						●							●
第6章 都市基盤・生活基盤	1. 災害・減災対策の充実											●						●
	2. 消防・救急体制の充実											●						●
	3. 生活安全の向上										●	●					●	●
	4. 計画的な土地利用の推進		●									●				●		●
	5. 定住環境・公共交通の充実										●	●						●
	6. 公園・緑地の整備											●				●		●
	7. 道路の整備										●	●						●
	8. 上下水道の整備						●					●	●					●
第7章 自然環境	1. 自然環境の保全						●							●	●	●		●
	2. 快適な生活環境づくり						●					●	●	●	●	●		●
	3. 環境にやさしいまちづくり				●			●				●		●	●	●		●

SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標。